

平成 18 年 10 月 27 日

各 位

みずほ証券株式会社

東京証券取引所に対する訴訟の提起について

本日、みずほ証券株式会社（以下「当社」）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）に対し、損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」）を提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提訴等の概要

(1) 本訴訟の概要

本訴訟は、当社の平成 17 年 12 月 8 日の誤発注（以下「本件売り注文」）に関し、当社が本件売り注文の直後にその取消注文を適切に行ったにもかかわらず、東証の売買システムの不具合のため、東証が当該取消注文に従った取消処理を行わなかったことにより当社に発生した損害について、東証に対して賠償を求めるものです。

(2) 損害賠償請求金額

当社が本訴訟において東証に対して請求する賠償金額は、約 415 億円です。その内訳は、最初の取消注文以降に成立した約定に係る売却損及びその他諸費用です。

2. 発生した事象及び東証との交渉の経緯

(1) 発生した事象の概要

当社は、平成 17 年 12 月 8 日に、東証マザーズ市場に新規に上場されたジェイコム株式会社(2462)株式に係る委託注文を執行する際に、「1 株 610,000 円」の売り注文を、誤って「610,000 株 1 円」の売り注文と発注システムに入力し、東証に対し送信いたしました。

当社は、直ちに本件売り注文が誤発注であることに気付き、複数回にわたり取消注文を適切に行いました。しかし、東証の売買システムの不具合により東証は本件売り注文の取消処理を行わず、取消注文以降も本件売り注文の約定が成立させられる事態となりました。当社は、上記取消注文のほか、買戻し等の対応策に注力いたしましたが、ジェイコム株式会社の発行済株式総数（平成 17 年 12 月 8 日当時は 14,500 株）の約 7 倍にあたる約 97,000 株を買戻すことができず、決済が著しく困難な状況となりました。そして、その後、当社は、同月 13 日に、株式会社日本証券クリアリング機構が決定した決済条件（特別決済値段 1 株当たり 912,000 円）にて決済いたしました。

この結果、当社に約 407 億円の売却損が発生し、平成 18 年 3 月期決算において約 407 億円を特別損失として計上いたしました。

(2) 東証との損失分担交渉の経緯

当社は、本件発生後、まずは誤発注の原因究明と再発防止策の策定・実行に全力を挙げて取り組み、その実行に目処がついた平成 18 年 3 月より、東証との間で損失分担に関する協議を開始いたしました。

当社は、まずは平成 17 年 12 月 8 日の一連の事実関係の確認を双方で行った上で、損失分担の協議をするべく、東証との間で、役員、事務レベルを含めて 10 回以上の協議を誠実かつ真摯に努力し行ってまいりました。しかしながら、当事者間での協議が進展しなかったため、当事者間での協議による解決を図るのは困難な状況であるとの判断に至り、やむを得ず、本日、訴訟を提起するに至った次第です。

以 上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

みずほ証券 管理部広報室 03-5208-2030